平成２５年（フ）第２１号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬5785番地10、破産手続申立時の住所埼玉県朝霞市泉水２丁目３番５号　ハイツ朝霞台601
債務者　茂木　　透
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４号
さいたま市西区大字島根592番地２
債務者　篠嵜　勢海
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１７９号
埼玉県川口市戸塚４丁目８番13号　サンハイツ戸塚202号、旧住所さいたま市緑区東大門２丁目４番地　レクセルガーデン東川口208号室
債務者　北川　大樹
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１８１号
さいたま市北区日進町２丁目726番地　戸上荘102号、旧住所さいたま市北区日進町２丁目1393番地17
債務者　栗本　佳典
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２１２号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地３街区９棟109号
債務者　早船　正美
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２４７号
埼玉県和光市下新倉４丁目15番62号　エスペランサ202
債務者　染谷　次男
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２７１号
さいたま市北区宮原町２丁目118番地10
債務者　前川　政昭
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２７３号
埼玉県加須市上崎784番地１
債務者　坂本　宏章
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２８２号
埼玉県上尾市春日１丁目21番地11　春日ハイツ102
債務者　須崎　一巳
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１６号
岩手県奥州市前沢区古城字北町４番地６
債務者　阿部久美子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第１５２２号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目６番地　平成ハイツ102号室
債務者　細川レニーこと　ホソカワ　レニー　ロドリゴ
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１５２３号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目６番地　平成ハイツ102号室
債務者　細川デニスこと　ロドリゴ　デニス　コメンダドール
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８８０号
埼玉県鴻巣市吹上富士見１丁目８番17号　サニーハイツ２―202号
債務者　塚本　玲子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７６号
さいたま市南区内谷５丁目10番１―408号、旧住所さいたま市南区内谷７丁目６番10号
債務者　天田かおる（旧姓里野）
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
埼玉県上尾市二ツ宮852番地２　ウッディヒルズＣ―１
債務者　後藤美江子
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２０８号
埼玉県戸田市喜沢１丁目47番地の14　プルメリアハイム402号室
債務者　皆川　　実
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２４２号
埼玉県戸田市中町１丁目３番地の７　Ｆ．Ｉ．Ｓ戸田313号室
債務者　浄土昭十三
1　決定年月日時　平成25年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係